

# 台風23号に係る検証報告書

平成17年7月

宮津市

# 目 次

## はじめに

宮津市の状況と対応 .....	1
課題と対応策	
1. 災害活動体制について .....	3
(1) 組織体制の強化	
(2) 本部機能等の環境整備	
(3) 人材育成	
2. 情報の収集と伝達体制について .....	7
(1) 情報の連絡体制の確立	
3. 避難対策について .....	9
(1) 避難所等の開設と誘導體制	
(2) 避難勧告・避難指示	
(3) 長期の避難収容体制	
(4) 防災備蓄体制	
4. ボランティア対応について .....	14
(1) 行政とボランティア団体との連携強化	
5. 復旧対応について .....	16
給水への対応	
(1) 水道復旧・連絡体制の強化	
ごみ・し尿処理・消毒への対応	
(1) 関係機関との連携強化	
6. 災害応援要請について .....	20
(1) 受入体制の整備	
7. 地域の防災力について .....	21
(1) 地域の防災力の向上	
当面の対応方針について .....	23
(1) 組織体制について	
(2) 住民への情報伝達について	
(3) 住民の避難について	
(4) 自主避難の広報、避難勧告・避難指示の発令の目安について	
(5) 自主避難所と避難所の開設について	
(6) 地域（自治会）における一時避難所の設定について	
(7) 滝馬地区警戒区域について	
(8) 住民への啓発について	
参考資料 .....	29

## はじめに

平成 16 年 10 月 20 日、京都府南部を通過した台風 23 号は、史上まれにみる大型で勢力の強いもので、宮津市にも暴風雨により死者 4 名、住家の全壊 11 棟をはじめ、大手川などの氾濫により多数の床上・床下浸水等甚大な被害をもたらしました。

これまで経験したことのない大災害を受ける中、市では、自衛隊、近隣市町をはじめ多くのボランティアの皆さんの支援を得ながら、全力をあげて災害対応に取り組んできました。

また、限られた人員と手段の中で、全庁組織が役割分担と相互協力のもと臨機・柔軟に対応し、「よくやれた」という評価を受ける一方で、情報伝達や避難のあり方等について、今後検討すべき課題も残しました。

市民の安心・安全を確保し、災害に強いまちづくりを進めていくためには、大手川をはじめとする河川改修や土砂災害対策等の整備促進を図っていくとともに、災害対応体制の強化や避難体制の整備など、行政と住民が一つになって防災対策を推進していく必要があります。

こうしたことから、台風 23 号による様々な経験を検証し、課題について整理・検討を行うとともに、その対応策をとりまとめ、今後、地域防災計画の見直し等に反映していくこととしています。

## 宮津市の状況と対応

月日	時刻	状況	対応等
10 月 20 日 (水)	8:25	大雨・洪水・暴風・波浪警報発令 台風23号災害警戒本部を設置 【1号配備】	
	9:00	災害警戒本部会議	
	11:00	災害警戒本部会議 【2号配備】	警戒の呼びかけと自主避難所開設の周知 ・自治会長へ電話連絡 自治会有線放送がある自治会では放送依頼 ・自治会有線放送のない地域は4班に分かれ広報車で周知 ・屋外スピーカー式防災行政無線で周知
	13:00		自主避難所を開設
	13:10	大手川151cm警戒水位突破	13:30頃から 大手川沿岸地域で警戒水位突破による警戒呼びかけと自主避難所開設の再周知(広報車と防災行政無線)
	14:15	京都府から宮津観測局において土砂災害警戒基準を超えたとのファックス	14:30頃から 宮津市内の土砂災害危険箇所は、市内全域で390カ所(土石流270カ所、急傾斜110カ所、地滑り10カ所)あり、なおその危険度判断基準の設定がないこと。また、この時点での広報車、防災行政無線による伝達は、声が届かないこと。このことから、全自治会長に電話連絡し、有線放送等を通じて周知してもらうことを決定。 大変危険な状況にあること、防災マップ(各戸配布)に示す土砂災害危険箇所地域の注意喚起、危険を感じた場合の自主避難の呼びかけ。 ○3分の2程度の電話連絡段階でストップ ○有線放送のない自治会は個別の伝達が無理であること、有線放送のある自治体からも放送するとかえって危険と混乱を招くとの意見もあることから、連絡を取り止め。
	15:00	災害対策本部設置 【3号配備】全職員体制	
	16:00頃	市役所庁舎が断続的な停電	
17:00前後	滝馬地区内の2カ所で土砂災害の発生を確認(道路冠水、土砂崩れ等で現場へ行けない状況)		

月日	時刻	状 況	対 応 等
10 月 20 日 (水)	17:00	市役所停電 (電話は直通18回線での受信のみ が可能な状況)	
	18:00	大手川387cm 最高水位	
	19:00	消防組合、消防団、市職員が土砂災害 現場へ到着	
	20:54	徳田市長から京都府知事に自衛隊の 派遣要請	
	20:55	京都府知事から自衛隊に派遣要請	
	22:00頃	京口橋付近の路上で男性の遺体を発見	
	23:50	陸上自衛隊福知山駐屯地第7普通科 連隊先発(36人)が到着現地へ 京都府警から機動隊(32人)が到着 現地へ	
10 月 21 日 (木)	0:15	陸上自衛隊福知山駐屯地第7普通科 連隊後発(50人)が到着現地へ	
	0:30	女性1人を救出(与謝の海病院へ搬 送)	
	2:05	男性1人を救出(与謝の海病院へ搬 送)	
	3:00		市内15カ所に257人が自主避難
	3:50	男性1人を遺体で搬出	
	4:47	女性1人を遺体で搬出	
	5:00頃	市役所電気復旧	

## 課題と対応策

### 1. 災害活動体制について

10月20日午前8時25分の大雨洪水暴風警報の発令に伴い災害警戒本部（1号配備）を設置し、午前11時には2号配備とした。また、午後1時には各地区公民館等に地区駐在班員を派遣し、自主避難所を開設。午後3時には災害対策本部を設置して、全職員体制による初動体制を確保し災害対応に当たった。

#### （1）組織体制の強化

- 組織内において、指揮命令系統及び各課の災害対応の役割分担が不明確であったり、組織横断的な連携が図れていない事例があった。また、災害対策本部事務局（消防防災課）への情報集約のあり方や災害対策本部事務局体制について、問題点が見受けられた。
- 職員（班）の役割分担（事務分掌）が詳細に定められていなかったため、初動体制が円滑に機能しない事例があった。また、住民生活（環境・水道等）に関わる部署では、住民からの問い合わせが殺到し、現体制では対応できない事例があった。
- 災害対策本部会議の情報（決定内容等）が職員に整理し伝達されなかったことから、職員（班）間の情報認識に格差が見受けられ、住民への対応に混乱が生じた事例があった。
- 旧村地区においては、自主避難所に地区駐在班員が派遣されたが、職員1名では地域の災害等に対応ができない事例があった。また、災害対策本部においては、市街地における大手川の氾濫や滝馬地区の土砂災害への対応、通信網、道路網の遮断などにより、旧村地区等への応援、対応ができない事例があった。
- 旧村地区においては、市（地区駐在班）消防団、自治会、警察（駐在所）等がそれぞれ対応したが、情報の共有や活動連携が図れていない事例があった。

#### 【課題】

組織体制の再構築

組織内の情報共有

地区対応の防災組織づくり

## 【今後の対応策】

### 組織体制の再構築

組織内において、迅速かつ的確に対応するためには、指揮命令系統や各課の役割分担の明確化、組織横断的な連携、情報の一元化が重要であり、これらを踏まえ、災害レベルに応じた動員計画、本部体制、本部事務局のあり方など組織体制及び事務分掌の見直しが必要である。

各課における災害応急対策の実施内容は、災害対策本部組織における事務分掌で定められているが、これに基づき災害レベルに応じた「職員対応マニュアル」を作成し、各職員の役割分担と活動内容を明確にする必要がある。

災害発生後の給水、防疫活動やごみ処理、相談窓口等への柔軟な応援体制のあり方をあらかじめ定めておくことが必要である。

予測できない災害の場合、全ての職員が速やかに参集できないことを前提に、初動要員、対応業務をあらかじめ定めるなど初動体制の確保が必要である。

### 組織内の情報共有

災害の発生初期段階において活動の根幹をなすのは、情報の収集、一元化、分析・共有であることから、これらを踏まえ災害対策本部に迅速かつ確かな情報集約が図れる体制を確立するとともに、出先機関を含む全職員にわかりやすい形で情報が伝達・共有される仕組づくりが必要である。

### 地区対応の防災組織づくり

旧村地区における市（地区駐在班）の役割、体制を見直すとともに、併せて地区内における市、自治会、消防団、警察（駐在所）等の連携強化を図る必要がある。

そのためには、災害緊急時の地域対応を図るため、災害対策本部の地区組織として、市（地区駐在班）・自治会・消防団・警察（駐在所）等で構成する「地区防災対応組織」の設置を検討する必要がある。

## (2) 本部機能等の環境整備

- 今回の災害では、災害対策本部機能の中核である市役所や地域の情報収集拠点でもある自主避難所、避難所において停電、電話が不通となり、迅速かつ的確な情報の収集、伝達が図れない事例があった。
- 災害情報の伝達には、職員の携帯電話が有効に効果を発揮したものの、一部の孤立地域等では携帯電話の電波不感地域のため活用できない事例があった。
- 災害対策本部長と消防防災課が同一庁舎内に配置されていないことにより、本部の所在が不明確であり、また各種情報の集約、提供などの面で問題点が見受けられた。

### 【課題】

通信手段等の確保  
本部機能の環境整備

### 【今後の対応策】

#### 通信手段等の確保

停電や電話の途絶などに対応できるよう複数の通信手段等を確保しておく必要があり、そのためには、災害対策本部の災害対応専用電話回線の増設や自家発電装置の整備、災害現場派遣職員や地区駐在班員（自主避難所及び避難所）への移動系防災行政無線の携帯など通信機能等の環境整備が必要である。

緊急時において携帯電話は有効な通信手段であることから、全市域内における携帯電話の電波不感地域の解消を図る必要がある。

#### 本部機能の環境整備

災害情報を共有し、迅速かつ的確な状況判断や意思決定を行うためには、災害対策本部長と防災担当課は同一庁舎内に配置されていることが望ましい。

市役所（本部機能）が浸水、倒壊等により使用不可能となった場合を想定し、災害対策本部の代替施設のあり方をあらかじめ検討しておく必要がある。

### (3) 人材育成

- これまでに経験したことのない大規模災害であったことや、職員（各班）の事務分掌が詳細に定められていなかったため、初期対応が円滑に機能しない事例が見受けられた。
- 停電により電話が使用できない状況の中で、地区連絡所に設置されている防災行政無線が有効に活用されていなかった。
- 被災家屋の被害認定を行うため、建築技術の専門的知識を有する調査員が必要であったが、市職員や市内業者に建築技術の専門的知識を有する者が少ない状況であった。

#### 【課題】

防災、危機管理に関する人材育成

#### 【今後の対応策】

##### 防災、危機管理に関する人材育成

職員が円滑な初期対応を図るためには、職員対応マニュアル等を策定し、各職員の役割分担と活動内容を明確にして、平常時からの職員研修が必要である。

また、災害時に迅速、的確に対応するため、職員を各地域の防災訓練等に参加させるなど地域との連携強化を図るとともに、職員のいつでも対応できるという意識改革に努める必要がある。

職員は、市が管理する災害応急対策用の通信機器（地区連絡所内設置の防災行政無線を含む）や資器材について、平常時から保管場所を確認するとともに、その使用方法など習熟しておく必要がある。

迅速に被災家屋の被害認定を行うためには、専門的知識を有する職員が求められることから、研修の充実を図るなど専門職員を育成する必要がある。

## 2. 情報の収集と伝達体制について

10月20日午前11時頃から警戒の呼びかけと自主避難所開設の周知を図るため自治会長へ電話連絡するとともに、防災行政無線（整備率30%）や自治会有線放送がある自治会（101自治会中32自治会整備）には放送依頼を、自治会有線放送のない地域には、4班に分かれ広報車により周知を行なった。また、午後1時30分頃から大手川沿岸地域で、警戒水位突破による警戒呼びかけと自主避難所開設の再周知を広報車と防災行政無線で行なった。

午後1時には自主避難所である各地区公民館等に地区駐在班員を配置し、情報収集等に努めた。

市民に伝えたいこと（市が行なっていること、市民にしてほしいこと）を掲載したチラシ「市民へのお知らせ」を計6回発行し、新聞折込により周知を図った。また、これらの情報を宮津市役所インターネットホームページで発信した。

### （1）情報の連絡体制の確立

- 各防災機関は停電や電話の途絶の中で災害対応に追われ、被害状況等の把握に時間を要し、防災機関相互における情報伝達が遅れるなど連携協力が円滑に行われないう事例があった。また、膨大な情報が錯綜し、情報の整理や処理に時間を要した。
- 住民への情報伝達については、防災行政無線や広報車による広報を行なったが、強風豪雨のため広報車等の声が、家中まで聞こえない状況であった。
- 上宮津地区では、各家庭内に電話回線を活用したオフトーク通信網（停電時は機能停止）が整備されており、警戒の呼びかけや給水のお知らせなど地域住民への情報伝達に有効に機能した事例があった。
- ゴミ、消毒、物資支給等の情報は、自治会を通じて連絡したり、新聞折込により周知を図ったが、「市役所からの情報がない」との苦情が一部あるなど、各戸まで情報が行き届かない事例もあった。
- 災害当初における被害状況の把握や高齢者等の安否確認に時間を要した事例があった。

#### 【課題】

防災関係機関との連携強化

住民等（観光客等を含む）への迅速な情報伝達と被害状況等の収集体制

## 【今後の対応策】

### 防災関係機関との連携強化

平常時から停電や電話の途絶などを想定し、防災関係機関との間に情報伝達ルート多重化や情報共有を図る設備・システムの構築が必要である。また、情報内容の整理のあり方、報告区分、報告基準、それに応じた情報伝達等を検討する必要がある。

今回の災害時には、消防防災課に警察署から職員が派遣されていた事例があるように、関係機関の間で情報共有等を図るため連絡員を相互に派遣するなどの連携強化の取組が必要である。

### 住民等（観光客等を含む）への迅速な情報伝達と被害状況等の収集体制

住民等に確実に情報を伝達する手段として、基本的には、現行の防災行政無線、広報車、有線放送、自治会長への個別依頼とするが、防災行政無線（屋外拡声子局）の整備を促進するとともに、防災行政無線（戸別受信機）の整備を検討する必要がある。なお、これらの環境が整うまでの間、市広報車スピーカーの増強を図るとともに、緊急時には消防団や警察署と連携し、関係機関の車両による広報応援体制を検討しておく必要がある。

緊急時における住民等への情報伝達について、サイレン信号の活用や携帯電話（メール）、市ホームページ「災害情報コーナー」の創設など、パソコン等ITを活用した情報伝達を検討する必要がある。

自治会のオフトーク通信網は情報伝達の有効な手段の一つであることから、この通信網の整備を奨励、支援し、地域の情報伝達体制の整備を図る必要がある。

地域への情報伝達、被害状況の把握、高齢者・障害者等の安否確認など、自治会等の協力連携が必要不可欠であり、「行政と住民間」「地域間内」の情報収集・伝達のあり方について、市、自治会、消防団等で構成する「地区防災対応組織」の設置を検討し、地域ぐるみの情報収集・伝達体制を確立する必要がある。特に、地域の情報収集力を高めるためには、機動力の優れた消防団との連携が必要である。

### 3. 避難対策について

10月20日午後1時に各地区公民館等に自主避難所を開設し、10月21日午前3時には市内15カ所に257人が自主避難した。

10月22日午後5時に滝馬地区の一部に新たな土砂災害の危険があると判断し、15世帯40人に「避難指示」を発令した。

避難施設（市民体育館）における避難者の状況は、10月23日午前9時現在48世帯82人であった。11月7日午後6時現在では1世帯3人となり、11月8日に避難所（市民体育館）を閉鎖した。

#### （1）避難所等の開設と誘導體制

- 自主避難所と避難所の施設を異にする地域があるが、防災マップには、避難所のみ記載されており、自主避難所は記載されていない状況である。
- 住民の中には自宅から自主避難所や避難所まで一定距離があるため、安全性から近接する自治会集会施設や知人宅等に一時避難した事例があり、その実態把握に苦慮した。
- 住民（高齢者）が自主避難所に避難する経路において、濁流に流され危険な状態となり、助けられた事例があった。

#### 【課題】

「自主避難所」、「避難所」、「一時避難所」の明確化  
避難誘導體制の確立

#### 【今後の対応策】

##### 「自主避難所」、「避難所」、「一時避難所」の明確化

今回の災害において、住民は「自主避難所」、「避難所」、「一時避難所」に避難したが、「避難所」以外の施設は明確に位置付けされていないことから、それぞれの避難所等のあり方について、役割、施設等を整理する必要がある。その上で、「自主避難所」、「避難所」、「一時避難所」の施設を住民に周知しておく必要がある。

「自主避難所」、「避難所」の施設については、安全性等を踏まえ見直しを行うとともに、その施設に毛布、懐中電灯等の防災備蓄品を備えておく必要がある。

市が開設する自主避難所等だけでは限りがあることから、地域の実情に応じ、地域（自治会）自らで対応する「一時避難所」の設置を検討する必要がある。

## 避難誘導體制の確立

避難等について、「防災マップ(ハザードマップ)」が参考になることから、必要に応じ、その見直しを行い、住民に対して危険箇所等を十分周知しておく必要がある。

住民に適切な避難行動をしていただくため、「避難マニュアル」を作成し、住民に周知する必要がある。

なお、隣近所で「声をかけ合って一緒に避難する」ことが最も大切であり、自治会の協力を得て隣組単位や隣近所での対応を協議し、あらかじめ高齢者等を誘導する者を定めておくことも必要である。

高齢者・障害者等(要援護者)の避難のあり方については、国の「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」の検討結果を踏まえ、防災、福祉機関等と協議し、仕組みづくりを検討する必要がある。

地域における避難誘導體制や一時避難所のあり方については、市、自治会、消防団、警察(駐在所)等で構成する「地区防災対応組織」の設置を検討し、地域ぐるみの避難誘導體制を確立するとともに、避難訓練を実施する必要がある。

## (2) 避難勧告・避難指示

- 避難勧告・避難指示の発令基準があらかじめ定められていなかったため、その発令のタイミングと土砂災害危険箇所 390 箇所への発令のあり方等に苦慮した。
- 組織内部や住民に避難勧告・避難指示の意味が十分理解されていない状況であった。特に、自主避難から「勧告」への移行のタイミングや対象範囲の特定に課題を残した。
- 避難指示区域の立入規制等について住民に周知されていなかったことにより、混乱した事例や、避難指示区域の管理体制について組織内部、関係機関等との連携が図れていない事例があった。

### 【課題】

避難勧告・避難指示の発令基準の明確化  
避難指示区域への対応

### 【今後の対応策】

#### 避難勧告・避難指示の発令基準の明確化

避難勧告・指示を発令する際に、具体的な基準がないために判断が遅れ、適切なタイミングを逸することがないように、発令に当たっての客観的な基準の策定が必要である。また、自主避難の具体的な考え方や住民自らの行動責任についても整理する必要がある。

#### 避難指示区域への対応

平常時から広報誌等により避難勧告・避難指示の発令基準等を住民に対して十分周知するとともに、避難指示区域内の立入規制や夜間等の警備体制等について、関係機関との連携強化を図る必要がある。

### (3) 長期の避難収容体制

- 避難所（市民体育館）開設に際し、防災備蓄品（毛布等の生活必需品）や調理用具（ガス炊飯器、鍋等）の備えがない状況であった。
- 避難所における食料提供は、炊出しより業者弁当の方が迅速に対応できることから、収容期間の前半は業者弁当で対応したが、明確な位置付けがない状況であった。
- 避難所の運営に際し、避難所受入対象者（自主避難者と強制避難者）、避難所への入退所管理、避難者への情報伝達、相談業務など問題点が見受けられた。

#### 【課題】

避難所の体制整備  
避難所の円滑な運営

#### 【今後の対応策】

##### 避難所の体制整備

避難所には、最低限の生活必需品や調理用具を備える必要がある。

避難所における食料提供は、「炊出し」が基本となっているが、被災状況により「業者弁当」による提供も方法の一つとしてとらえておく必要がある。

なお、職員による炊出しの訓練をしておく必要がある。

##### 避難所の円滑な運営

避難所の円滑な開設準備と運営を行うため、「避難所開設運営マニュアル」を策定し、平常時からの職員研修が必要である。

#### (4) 防災備蓄体制

- 防災備蓄倉庫が浸水の被害を受けるなど、本来の機能が果たせない施設があった。
- 一部の避難施設及び自主避難所には、防災備蓄品が配置されていない状況であり、強風豪雨の中、最寄りの備蓄倉庫から毛布等を運搬した事例があった。
- 備蓄品は、基本的には毛布のみであり、停電や電話の不通に対応する防災備蓄資器材が整備されていない状況であった。
- 一部の自主避難所においては、住民が米を持ち寄り炊飯を行なった。

#### 【課題】

防災備蓄倉庫の設置場所の見直し  
防災備蓄品と防災資器材の整備

#### 【今後の対応策】

##### 防災備蓄倉庫の設置場所の見直し

防災備蓄倉庫の設置場所について、安全性や機能性等から見直す必要がある。

浸水、道路崩壊等により交通網が遮断される中で、防災備蓄倉庫から避難施設又は自主避難所への資材運搬は危険を伴うことから、できる限り避難施設又は自主避難所内に備蓄スペースを確保することが必要である。

##### 防災備蓄品と防災資器材の整備

避難施設又は自主避難所には、停電や電話の不通に対応する防災備蓄品として、投光器、発電機、ラジオ、懐中電灯、携帯用無線などの防災備蓄資器材の配備及び最低限の食糧の備蓄を検討する必要がある。

## 4. ボランティア対応について

宮津市社会福祉協議会及び宮津青年会議所が設立主体となり、宮津市をはじめ先進地のNPO（ふくい災害ボランティアネット）、京都府社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、10月23日に「宮津市災害ボランティアセンター」を立ち上げ運営を開始した。

11月3日に業務を終了するまでの間、ボランティア登録者数5,506人、依頼件数1,021件、派遣件数990件の活動実績であった。

### （1）行政とボランティア団体との連携強化

- 災害ボランティアセンターを設置する明確な基準がないことや、宮津市、宮津市社会福祉協議会、宮津青年会議所とも災害ボランティアセンターの設立経験等がないことなどから、災害発生後、災害ボランティアセンターの立ち上げまでに時間を要した。
- 災害ボランティアセンターの運営に関しては、地元スタッフには知識・経験がないことから、NPO（ふくい災害ボランティアネット）の指導を受け行なった。
- 災害対策本部との連絡調整（情報共有）が十分図れなかったことにより、被災地域の状況が把握できなかったことや、危険区域（避難指示区域等）の情報が錯綜し、ボランティア派遣に際し一部混乱した事例があった。

#### 【課題】

災害ボランティアセンターの体制整備

災害ボランティアの人材養成

情報伝達体制の整備

#### 【今後の対応策】

##### 災害ボランティアセンターの体制整備

災害時において、迅速に「宮津市災害ボランティアセンター」を設置し、運営するためには、今後、宮津市と宮津市社会福祉協議会が設置主体・設置基準・費用負担等を協議調整し、災害ボランティアセンターの位置付けを明確にするとともに、「設置運営プログラム」の整備が必要である。

##### 災害ボランティアの人材養成

災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるようボランティアリーダーを育成する必要がある。

市職員自らがボランティアの意義を理解するため、ボランティア活動への積極的な参加を促進する必要がある。

平常時から定期的に住民を対象とした講座や研修会を開催し、住民ボランティアを育成する必要がある。

### **情報伝達体制の整備**

災害対策本部を中心として関係機関との相互の情報伝達・共有できる仕組みづくりが必要である。

日々刻々と変化する被災地の様子やニーズを適切なタイミングで正確に情報発信できるシステムの構築が必要である。

## 5. 復旧対応について

### 給水への対応

市街地の浄水場においては、長時間の停電による配水池への送水停止や緩速ろ過池への土砂流入による運転不能のため断水となった。

簡易水道施設では、河川の氾濫により堆積土砂で浄水場一帯が埋まり運転不能となった施設や導水管等が流出するなどの被害が多数発生した。

復旧には一定期間を要すると判断され、市街地を中心に応急給水の展開が必要となったため、10月21日午前9時30分頃、自衛隊及び災害時の相互応援協定に基づき日本水道協会京都府支部に応援要請を行なった。

10月21日午後3時、本要請に基づいて、日本水道協会関西地方支部による現地応援本部が設置され、午後6時頃から自衛隊とともに順次拠点方式を中心として住民への応急給水活動を行なった。

### (1) 水道復旧・連絡体制の強化

- 市街地に供給する3カ所の主力浄水場が停電等により運転不能となったことから、浄水場間での給水応援体制がとれず断水となった。

また、浄水場の運転再開に係る通水作業において、配水管からの赤水発生等の防止対策とバルブ操作に時間を要した。

- 市街地の高台部の断水を解消するため、送水ポンプ所の受水槽に給水が必要となったが、応援派遣団体が所有する加圧ポンプ付給水車（宮津市未所有）で給水したことにより、その解消が図れた。

また、滝上浄水場では、貯水ダムに土砂が流入し濁水により取水が不能となったため、河川から水中ポンプと発電機を使用してろ過池へ取水する応急復旧措置を講じた。

長時間の停電により市街地の2カ所の浄水場の機能が停止し断水に至ったが、浄水場の機能を回復させるには、停電の復旧を待つしか方法がなかった。

また、ろ過池等への流入土砂の除去作業が必要な浄水場において、必要とする数の水道施設工事業者等の確保ができず、復旧に時間を要した。

断水や給水に関する情報が、一部の地域において、自治会長や住民への連絡が徹底されていなかった。

断水地域において、井戸水の活用による助け合いの事例があった。

## 【課題】

緊急時対応計画の整備

給水体制の整備

関係機関等との連携強化

## 【今後の対応策】

### 緊急時対応計画の整備

災害時の断水において、迅速に応急対応ができるよう浄水場間の応援方法や主要配水管の操作箇所等を盛り込んだ「緊急時対応計画」を策定し、職員への周知徹底と訓練の実施が必要である。

### 給水体制の整備

災害時の断水において、迅速に応急給水ができるよう、加圧ポンプ等の機械整備や応急給水設備の充実を図るなど応急給水体制の強化が必要である。

### 関係機関等との連携強化

長時間の停電に対応するため、浄水場に動力発電設備が接続できる整備を検討するとともに、浄水場の早期復電に向けて電力会社との連携を図る必要がある。また、浄水場等の復旧工事を速やかに行うため、水道施設工事業者等との応援体制の仕組みづくりが必要である。

断水や給水に関わる住民への情報伝達については、自治会の協力が必要不可欠であることから、自治会との連携を強化するとともに、広報車、有線放送などにより迅速に対応する必要がある。

## ごみ・し尿処理・消毒への対応

10月21日、京都府に対し災害ごみの収集運搬について応援要請を行い、10月23日から京都府内の自治体等の応援を得て、収集運搬業務を実施し、仮置き場として市民グラウンドを充て、10月29日をもって大方の目途が立ったことから当該業務を終息した。また、仮置き場の分別及び搬出等については、京都市及び専門業者の応援を得て、11月17日から翌年3月15日の約4カ月間で、5,723トンのごみ処理を全て終えることができた。

浸水家屋のし尿処理の方法について、自治会長の取りまとめと市内4業者の支援を得て、浸水地域での応急措置として便槽容量の概ね4分の1のくみ取りを実施した。また、し尿の処分は、し尿処理施設の処理能力では困難であったが、京都府の支援による流域下水道への投入によって、短期間での対応が可能となり、857件(10月27日現在)の処理を実施した。

浸水家屋の消毒について、京都府丹後保健所職員と市職員により、それぞれ防疫班を編成し、各家庭の床下、便槽周り、玄関先等を人力噴霧器での消毒を、延べ1,469件(11月11日現在)実施した。

### (1) 関係機関との連携強化

- 各家庭から排出され、道路上に山積みになった災害ごみによって、市内各所での交通の支障等が生じた。また、本市での能力から対処が不可能となり、京都府に対し支援の要請を行なった。
- 災害ごみ処理対策車両は宮津市及び丹後環境保全(有)が指定されているが、災害時にあっても、通常の生ごみ収集等の終了後の対応とならざるを得ないことや、所有車両数等から、他市町等の応援がなければ収集は困難であった。また、建設業者の車両及び重機の対応は、道路等被害対応の関係から困難であった。
- ごみ収集、消毒への対応について、担当部署だけでは対応できない状況となり、各部課からの応援で対応したが、人員の不足や一部混乱を生じた事例があった。

災害ごみの集積所の周知や積み込み要員の確保等について、自治会に協力をお願いしたが、その取組にかなりの温度差があった。

## 【課題】

関係機関への支援要請と連携強化

組織内の応援体制の整備

自治会との連携強化

水害廃棄物処理計画の策定

## 【今後の対応策】

### 関係機関への支援要請と連携強化

復旧活動を迅速かつ円滑に行うため、災害ごみ処理やし尿処理の他市町等への支援要請のあり方をあらかじめ明確にしておく必要がある。

災害緊急時において、ごみ処理対策車両に一般廃棄物収集運搬許可業者等の応援体制を図ることを検討するなど、関係機関との連携強化を図る必要がある。

### 組織内の応援体制の整備

ごみ処理、消毒等については、出来るだけ迅速に対応する必要があることから、災害規模に応じ柔軟な職員応援体制をあらかじめ検討しておく必要がある。

### 自治会との連携強化

浸水家屋の対象地域について、消毒方法、災害ごみの緊急集積所、ごみ積み込み支援等をあらかじめ自治会と協議しておく必要がある。

### 水害廃棄物処理計画の策定

水害による廃棄物の仮置場、迅速な処理体制、周辺自治体等との協力体制を確保するため、国が新たに作成した「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月）」に基づき「水害廃棄物処理計画」を策定しておく必要がある。

## 6. 災害応援要請について

10月20日午後8時54分、宮津市長から京都府知事に自衛隊の災害派遣の要請を行なった。

10月21日、自衛隊及び災害時の相互応援協定に基づき日本水道協会京都府支部に応急給水の応援要請を行なった。

10月21日、京都府に災害ごみの収集運搬の応援要請を行なった。

12月1日、京都市に災害ごみ焼却処理の応援要請を行なった。

### (1) 受入体制の整備

- 応援派遣団体の宿泊施設、食事の提供など一部混乱を生じた事例があった。

#### 【課題】

自衛隊及び応援派遣団体の受入体制

#### 【今後の対応策】

##### 自衛隊及び応援派遣団体の受入体制

災害時において迅速かつ的確に派遣要請が行えるよう、その関係組織と派遣要請手続の流れを明確にしておく必要がある。

自衛隊及び応援派遣団体の宿泊施設や車両集結場所、食事の提供などあらかじめ対応策を検討しておく必要がある。

## 7. 地域の防災力について

今回の災害により、特に市街地においては、河川の氾濫や土砂災害等により死傷者、家屋損壊、家屋浸水など甚大な被害となった。

本市における自主防災組織の組織率は、市街地（宮津地区）では12%と低く、一方、旧村地区における組織率は90%となっている。

### （1）地域の防災力の向上

- 市街地（宮津地区）において、河川の氾濫等により道路網が遮断される中で、行政は水が引くまで対応できない状況であった。こうした中、近隣住民で互いに助け合い避難するなどの事例があった。
- 旧村地区においては、行政が対応できない状況の中で、自治会、自主防災組織、消防団等が協力連携し、住民避難、土のうづくり、河川の浚渫など災害対応した事例があった。

#### 【課題】

住民の役割と防災意識の高揚

自主防災組織の育成

地区対応の防災組織づくり

#### 【今後の対応策】

##### 住民の役割と防災意識の高揚

今回の災害において、市が対応することには限界がある中で、自分の身は自分で守る「自助」、そして隣近所など、人と人が助け合う「共助」の役割が最も大切であったことから、行政と住民の連携・役割のあり方を整理し、「避難マニュアル」を作成したうえで、各自治会で災害への備えについて、対応を議論していただき、防災意識の高揚を図る必要がある。

##### 自主防災組織の育成

こうした「共助」の力を発揮するためには、日頃から地域住民が主体となった防災活動が重要であり、そのためには、地域の特性に応じた自主防災組織を育成する必要がある。特に、大きな被害を受けた市街地（宮津地区）においては自主防災組織の組織率が低いことから、自主防災組織の発足に向けた取組が必要である。

## 地区対応の防災組織づくり

旧村地区等においては、道路の寸断、停電や電話の途絶などにより災害対策本部（地区駐在班）では対応できない事例もあったことから、緊急災害時等の地区対応を図るため、市・自治会・消防団・警察（駐在所）等で構成する「地区防災対応組織」の設置を検討し、地域の情報収集や伝達体制、避難等のあり方を協議し、組織体制を確立するとともに、防災訓練を実施するなど地域の防災力を高める必要がある。

## 当面の対応方針について

今後、本検証報告書に基づき、宮津市地域防災計画の見直しを行うこととしているが、当面、今対応できることについて、基本的な方針を掲げたものである。

### (1) 組織体制について

今回の災害を教訓に、組織内の情報共有、指揮命令系統の徹底と再確認を図るとともに、各部課等において、現行の事務分掌に基づき、風水害等に備え「職員対応マニュアル」を作成し、初動体制を確立する。

旧村地区への対応については、自主避難所を地域の防災拠点とし、地区駐在班員の体制強化を図るとともに、市、自治会、消防団、警察（駐在所）等の連携体制を整える。

### (2) 住民への情報伝達について

住民への情報伝達としては、自治会長へ電話連絡するとともに、防災行政無線や自治会有線放送がある自治会には放送依頼を、自治会有線放送のない地域には、4班に分かれて広報車により周知を図る。なお、広報車のスピーカーの増強を図る。

緊急時（避難勧告・避難指示の発令）における伝達手段は、サイレン吹鳴により行うこととし、消防団、警察署の車両による広報応援体制を整える。

避難勧告・避難指示のサイレン信号	休止
約1分	約5秒 約1分

### (3) 住民の避難について

避難にあたっては、自分で判断し、自分の身は自分で守る「自助」、そして隣近所で声を掛け合い、助け合う「共助」を基本とし、余裕を持って早めの対応に心掛ける。なお、住民に適切な避難行動をしていただくため、「避難マニュアル」を作成し、住民に周知する。

### 〔河川氾濫への対応について〕

大雨・洪水警報が発表され、今後の気象情報や潮位などから判断し、河川氾濫のおそれがあるときは、防災行政無線、自治会有線放送、広報車などにより警戒を呼びかけるとともに、自主避難所を開設する。

この時点で、高齢者・障害者等の方は、自主避難所等に避難することが大切である。

### 【大手川の氾濫への対応】

大手川の京口観測所で、警戒水位(1.5メートル)に達し、なお強雨が降り続き増水のおそれがあるときは、次のサイレンを吹鳴する。

〔サイレン信号〕	休止	休止
約5秒	約15秒	約5秒 約15秒 約5秒

サイレン吹鳴の後、防災行政無線(可能であれば広報車でも)でも、状況をお知らせする。

このサイレンは、水害に備えての準備や、床上浸水のおそれのある平屋建ての住民に対して、道路冠水するまでに避難を促すものである。

道路が冠水すると、側溝や水路、河川との境が分からなくなるため、この時点での避難は大変危険である。また、大手川など堤防型でない河川での越水では、家が流される危険性は低いと考えられる。

よって、道路が冠水または家屋が浸水してからは、自宅か隣近所の2階へ避難することが大切である。

### 【由良川の氾濫への対応】

大川橋観測所及び由良観測所(港地区)の由良川水位や潮位の状況などを判断し、氾濫のおそれがあるときは、自治会有線放送で警戒を呼びかける。

### 〔土砂災害危険への対応について〕

「宮津市防災マップ」の土石流・急傾斜地等警戒区域に該当する住民は、自宅周辺において、落石や異常な音・臭い・川の流れなど、土砂災害の前兆があった場合は、すぐに市役所及び自治会長に連絡するとともに、「隣近所に声を掛け合って」直ちに避難する。

住民の連絡を受け、市のパトロールで異常を発見したときには、市が地域を特定して、サイレン吹鳴により「避難勧告」を発令する。

## 〔京都府土砂災害発生危険度判定への対応について〕

本市に、京都府土砂災害監視システムによる土砂災害発生危険度判定で「避難」が出された場合には、地域を特定して各地区のサイレン吹鳴により「避難勧告」を発令する。

〔サイレン信号〕	休止
約1分	約5秒 約1分

### 【雨量観測所データと勧告地区】

宮津観測所.....宮津地区、栗田地区  
 岩戸観測所.....上宮津地区  
 国分観測所.....府中地区  
 上世屋観測所.....日置地区、世屋地区  
 西神崎観測所（舞鶴市）.....由良地区  
 堂谷橋観測所（野田川町）.....吉津地区  
 日出観測所（伊根町）.....養老地区、日ヶ谷地区

### 【参考】京都府土砂災害発生危険度判定

平成 年 月 日現在

雨量観測局名	最大時間雨量 (mm)	連続雨量 (mm)	土砂災害発生危険度	
			危険度判定	雨量判定図レベル
A (市)	15	80		
B (町)	25	80		
C (町)	25	150	避難発令中	
D (町)	20	140	警戒発令中	
E (町)	40	250	避難発令中	

警戒発令中... 2時間後の予測で、土砂災害の発生する危険な領域に達する見込みのとき  
 避難発令中... 1時間後の予測で、土砂災害の発生する危険な領域に達する見込み、または実測値で危険な領域に達したとき

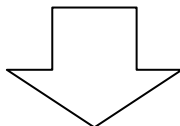
雨量判定図レベル	土砂災害発生危険度説明	
安全	今後の雨の降り方や気象情報に十分注意してください。	
注意	土砂災害に注意が必要です。 少しでも身の危険を感じたら早めに安全な場所へ避難してください。 避難場所は事前に市町村役場に確認をお願いします。	
警戒	今後も雨が降り続き、土砂災害発生の危険性があります。避難場所を市町村役場に確認していただき、早めに避難してください。	
危険	過去に土砂災害が多数発生した雨量を超過しています。避難場所を市町村役場に確認していただき、早めに避難してください。（時間雨量が15mmより大きい場合）	

#### (4) 自主避難の広報、避難勧告・避難指示の発令の目安について

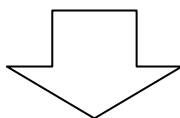
「台風等の気象情報」や「大手川等の水位」「京都府土砂災害発生危険度判定」等を基に、今後の気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、「自主避難（避難準備情報）」、「避難勧告」、「避難指示」の3段階で発令する。

これらの違いをあらかじめ住民に理解していただき、自らの判断で早めの避難等の対応に心掛けていただくよう努める。

自主避難の広報 ( 避難準備情報 ) (自主避難所を開設)	気象情報などから総合的に判断し、河川の氾濫等のおそれがあるときは、「警戒の呼びかけ」と「自主避難所の開設」を広報する。 住民が余裕をもって適切な避難行動がとれるよう備えていただくもの。
住民に求める行動	これまでの災害の経験を踏まえ、避難が必要な方（特に高齢者・障害者等の方）は、この時点で自主的に自主避難所へ避難行動を開始することが必要。 今後の気象情報等に注意し、いつでも避難等ができるよう準備を整える。



避難勧告の発令 ( 避難所を開設 )	居住者に避難を促すもので、「 <b>人的被害の発生する危険性が明らかに高まったとき</b> 」に発令する。隣近所で助け合って避難所へ速やかに避難する。
住民に求める行動	火の始末と戸締まりを完全にする。 非常持出品を持って避難する。 高齢者、体の不自由な方、幼児や病人がいる家族には、隣近所で声を掛け合い、助け合って避難する。



避難指示の発令 ( 避難所を開設 )	避難のための指示で、「避難勧告」より拘束力が強いもので、「 <b>災害の前兆現象や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断したとき</b> 」、また「 <b>災害が発生したとき</b> 」に発令する。直ちに避難所に避難する。
住民に求める行動	避難勧告などの発令後で、避難行動中のときは、直ちに避難行動を完了する。 まだ、避難していないときは、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

## (5) 自主避難所と避難所の開設について

宮津市では、「自主避難」を呼びかけた時点で、「自主避難所」を開設し、職員を配置して、地域の防災拠点とする。その後、「避難勧告又は避難指示」を発令した場合には、その時点で必要な地域に「避難所」を開設する。

地 区	自 主 避 難 所		避 難 所	
	施 設 名	電話番号	施 設 名	電話番号
宮 津 地 区	宮津小学校	22-3295	宮津小学校	22-3295
	宮津高等学校	22-2116	宮津高等学校	22-2116
	市民体育館	25-1630	市民体育館	25-1630
	宮津保育所	22-2708	宮津保育所	22-2708
	福祉センター	22-2090	福祉センター	22-2090
			保健センター	22-7273
		杉末会館	22-4622	
上 宮 津 地 区	上宮津地区公民館	22-2415	上宮津地区公民館	22-2415
			上宮津小学校	22-3614
栗 田 地 区	栗田区民センター	25-0001	栗田区民センター	25-0001
			栗田小学校	25-0010
			栗田中学校	25-0023
			海洋高等学校	25-0331
			小田宿野公民館	25-2004
			青少年海洋センター	22-0501
由 良 地 区	由良の里センター	26-0026	由良の里センター	26-0026
			由良小学校	26-0017
吉 津 地 区	吉津地区公民館	46-2041	吉津地区公民館	46-2041
			吉津小学校	46-2201
			文珠公会堂	22-4026
府 中 地 区	府中地区公民館	27-0014	府中地区公民館	27-0014
			府中小学校	27-0027
日 置 地 区	日置小学校	27-1011	日置小学校	27-1011
			日置中学校	27-1051
世 屋 地 区	世屋地区公民館	27-1053	日置小学校	27-1011
			世屋高原家族旅行村	27-0795
養 老 地 区	養老地区公民館	28-0001	養老地区公民館	28-0001
			養老小学校	28-0009
			養老中学校	28-0405
			波見の里センター	28-0144
日 ヶ 谷 地 区	日ヶ谷地区公民館	28-0002	養老小学校	28-0009

印は、地域に「避難勧告」等が発令された場合、最初に開設する避難所である。

世屋地区及び日ヶ谷地区に「避難勧告」等が発令された場合は、自主避難所の地区公民館を閉鎖し、避難所に移動する。

## (6) 地域(自治会)における一時避難所の設定について

宮津市が開設する自主避難所等だけでは限りがあり、一方、住民からは、「自宅から自主避難所等までが遠いため、危険であり、地域内に複数の自主避難所等を開設してほしい」という声もあった。こうしたことから、地域の実情に応じ、地域(自治会)自らで対応する「一時避難所」の設定を呼びかけるものとする。

〔例えば〕 自治会集会所  
お寺や神社  
企業等の事務所  
個人の家 など

浸水危険のないことや土砂災害危険箇所付近以外にあることが重要である。

## (7) 滝馬地区警戒区域について

滝馬地区警戒区域においては、災害復旧工事が完了するまでの間、本警戒区域の自主避難・避難指示の発令の目安は次のとおり、現在の警戒体制を継続する。

区 分	気 象 予 報	時 間 雨 量	累 積 雨 量
自主避難の目安	大雨洪水注意報の発表	10ミリを超えたとき	50ミリを超えたとき
	京都府土砂災害警戒基準雨量 59 ミリ		
避難指示の目安	大雨洪水警報の発表	20ミリを超えたとき	80ミリを超えたとき
	京都府土砂災害避難基準雨量 84 ミリ		

自主避難・避難指示の発令に伴い、地域の住民に対し防災行政無線及び広報車で情報伝達を行うとともに、自主避難所(宮津高校)を開設し、防災関係機関と連携し警戒にあたる。

## (8) 住民への啓発について

住民の皆さんに、風水害等に備えて適切に行動していただくため、「避難マニュアル」を作成し、その内容を「広報誌みやづ」などに掲載し、防災意識の高揚を図る。

# 参 考 资 料

## 1 台風23号の進路・勢力等

10月13日9時にマリアナ諸島近海で発生した台風第23号は、18日18時に超大型で強い勢力となって沖縄の南海上を北上。そのまま、19日に沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、20日13時頃、大型の強い勢力を保ったまま、高知県土佐清水市付近に上陸した後、18時前、大阪府泉佐野市付近に再上陸した。

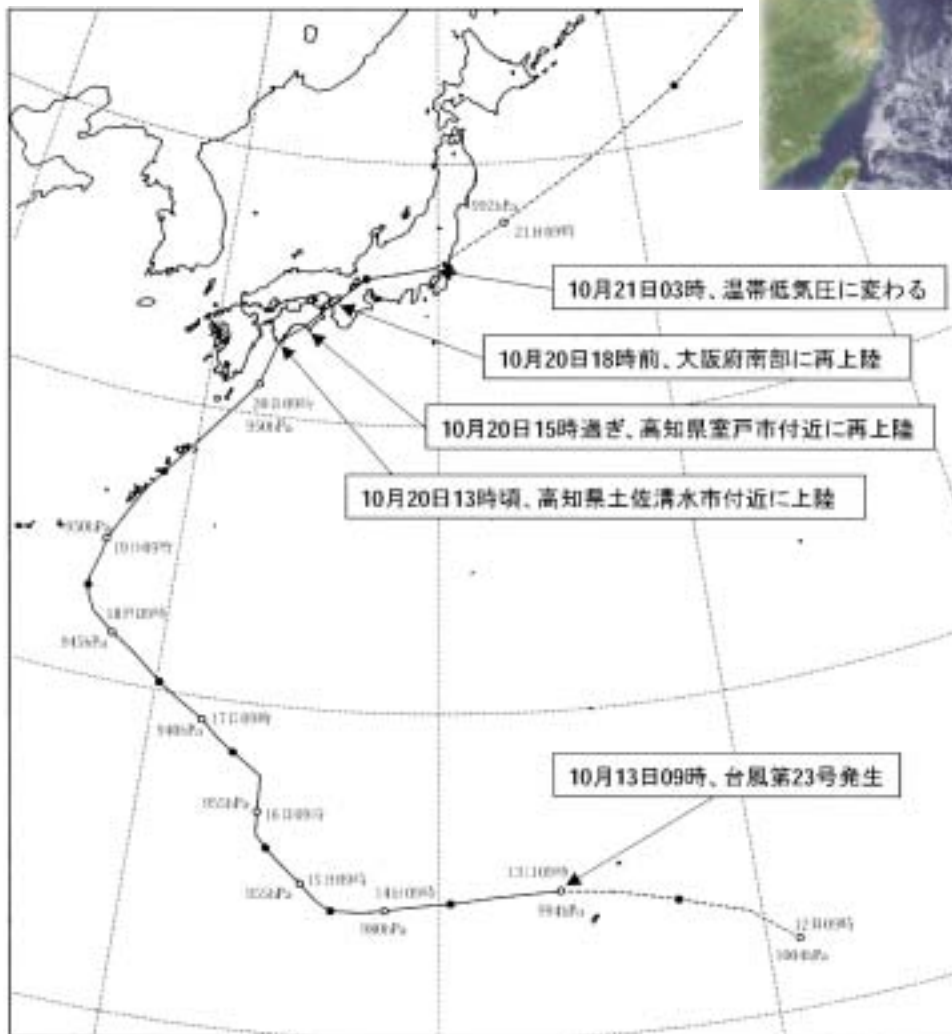
その後、19時頃京都府南部をとおり、東海地方へ進み、21日3時に関東地方で温帯低気圧となった。

なお、この台風の上陸で、平成16年の台風上陸数は、過去の年間最多上陸数6個を上回る10個目の上陸数となった。

最低気圧 940ヘクトパスカル

最大風速 85ノット(約44m/秒)

### 【台風23号の経路等】



印は9時、 印は21時の位置を示す。また、経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧の期間を示す。

## 2 各種警報の発令状況

### ○京都府 丹後地域

月 日	時 間	発 令 状 況
10月19日	18:47	大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報発表
10月20日	8:25	大雨・洪水・暴風・波浪警報発表 16:30 警報(大雨)の重要変更
	23:50	強風・高潮注意報発表(暴風警報 解除)
10月21日	7:40	大雨・波浪注意報発表(大雨・波浪警報 解除)
	10:55	大雨・強風注意報解除
	18:50	洪水警報、波浪注意報解除

「警報の重要変更」特に警戒が必要な内容が含まれたことを「重要変更」と明示する。例えば、既に大雨警報が発表されている状況下で、過去数年で最も土砂災害の起こる可能性が高くなった場合等に発表される。

## 3 雨量・風速の状況

### ○雨 量

日 時	観 測 場 所				
	宮津(吉原)	岩戸(小田)	上世屋	国分	
10月20日 時間雨量	13:00	19mm	18mm	17mm	15mm
	14:00	35mm	35mm	26mm	26mm
	15:00	39mm	48mm	41mm	33mm
	16:00	33mm	50mm	51mm	33mm
	17:00	23mm	45mm	47mm	29mm
	18:00	21mm	25mm	38mm	32mm
	19:00	10mm	17mm	36mm	16mm
10月20日 (0:00~24:00) 総雨量	242mm	298mm	343mm	272mm	

○最大瞬間風速 46.8m/秒(10月20日19時頃) 宮津与謝消防組合

## 4 大手川水位の状況

警戒水位(150cm)突破	10月20日 13:10	151cm
最高水位	10月20日 18:00	387cm
1時間当たり最高上昇	10月20日 13:00~14:00	71cm

平成10年9月 台風7号による大手川最高水位 320cm

## 5 避難指示の発令状況

避難指示 10月22日 17:00	滝馬地区の一部区域 15世帯40人 「裏山に亀裂を発見し、新たな土砂災害の危険がある」と判断 (避難先) 市民体育館 8世帯18人 その他 7世帯22人
一部解除 11月25日	一部を除く11世帯の避難指示を解除 一定の応急措置を終えたため
全面解除 平成17年3月20日 9:00	残り4世帯8人の避難指示を解除し、全面解除とする

## 6 自主避難者の状況

〔10月21日現在〕

区 分	施 設	避難者数(人)
市開設 (15施設)	市民体育館	9
	宮津小学校	8
	宮津中学校	9
	宮津高等学校	8 8
	宮津保育所	7
	由良の里センター	2
	栗田区民センター	0
	上宮津地区公民館	9
	上宮津小学校	0
	吉津地区公民館	0
	吉津小学校	2
	府中地区公民館	2 2
	日置小学校	2 5
	世屋家族旅行村	0
	養老地区公民館	0
一時避難 (5施設)	日吉神社	3 0
	杉木会館	2
	烏ヶ尾公民館	1 6
	溝尻公民館	1 0
	里波見公民館	1 8
合 計	20施設	2 5 7 (15施設)

印は、未確認(午前3時以前の避難者)

## 7 避難所の開設

場 所 宮津市民体育館  
 開設期間 平成16年11月8日まで  
 最大避難者数 52世帯 88人(10月22日)

## 8 孤立地区

地区等	世帯数	人 口	状 況 等
金山地区の一部	4	9	・橋の崩壊 ・市道古心線崩土により通行止め (10月23日解消)
辛皮	9	2 1	府道、市道の土砂崩れ ・小田辛皮線(寺屋敷~辛皮)土砂取り除き完了。安全確認まで通行止め ・大俣上宮津線(栃葉~辛皮)(10月24日一部解消:片側通行) (10月24日KTR宮福線の始発から運行開始で解消)
新宮(奥山)	1	2	・橋が崩壊し、車両による通行不能。歩行による通行可能
松尾	5	1 1	・市道土砂崩れ (10月21日解消)
畑	1 8	3 3	・府道上延利線崩土により通行止め(10月23日解消)
木子	7	1 7	・府道浜丹後線崩土により通行止め(10月23日解消)
上世屋	1 4	2 4	・府道浜丹後線崩土により通行止め(10月23日解消)



## 10 断水地域と復旧状況

区分	事業区分	断水地区	断水世帯数	断水日	復旧日	
水道事業	滝馬浄水場	旧宮津町内及び文珠地区 (東国名賀、皆原、山中、獅子崎、つつじが丘は断水なし)	世帯 4,326	10月21日	10月22日	
	滝上浄水場					
	上宮津浄水場	上宮津地区	574			
計			4,900			
簡易水道事業	府中浄水場	府中地区	782			
	国分、溝尻浄水場					
	下世屋浄水場	下世屋地区	28		10月25日	
	上石浦浄水場	上石浦地区	28		10月23日	
	松尾浄水場	松尾地区	4		11月3日	
	岩戸地区飲料水供給施設	岩戸地区	10		10月25日	
計			852	全給水戸数 9,008 戸中		
合計			5,752	64%		

ただし、旧町内においては、10月26日滝上浄水場の復旧により通常給水に回復

## 11 その他の分野別被害の状況

分野	内容		被害箇所等
建設関係 〔概算被害額〕 16億3,000万円	道路（路肩崩壊、土砂堆積など）		74 路線、273 力所
	橋梁（流失など）		4 橋
	河川（護岸決壊など）		44 河川、264 力所
	公園（倒木など）		5 公園
	市営住宅（浸水被害）		14 団地、58 力所
	下水道（マンホールポンプの故障）		1 力所
水道関係 〔概算被害額〕 8,500 万円	取水施設	18 施設	取水堰堤等への土砂堆積、倒木 16 力所、ポンプ所浸水ほか
	導水施設	9 施設	導水管破損
	貯水施設	2 施設	貯水池への土砂堆積
	浄水施設	11 施設	浄水場法面等崩壊 6 力所、緩速ろ過池への土砂堆積 5 力所ほか
	配水施設	5 施設	配水管破損
その他の公共施設関係 〔概算被害額〕 1億5,800 万円	学校施設	幼稚園 2 園	床上浸水 3 力所、施設一部損壊、倒木、雨漏りほか
		小学校 8 校	
		中学校 4 校	
		教員住宅ほか	
	地区公民館	7 施設	床下浸水 2 力所、施設一部損壊、倒木、雨漏りほか
	保育所	6 施設	施設一部損壊、園庭一部没落ほか
	児童館	1 施設	床下浸水
	児童遊園	3 力所	施設一部損壊、園内土砂一部崩壊ほか
	衛生施設	2 施設	施設一部損壊
	その他施設	18 施設	床上浸水 4 力所、施設一部損壊、倒木、ガラス損壊、雨漏りほか

分野	内 容		被害箇所等
農業・林業関係 〔概算被害額〕 9億5,400万円	農地等	農地・農道等	826カ所
		林道	131カ所
		林地	39カ所
	農作物等	農作物	被害面積 398 a
		農業関係施設	被害件数 235 件
		畜産	鶏 3,040 羽
水産関係 〔概算被害額〕 6億 600万円	建物等		全壊 2 棟、一部損壊 6 棟
	漁船		全壊 1 隻、破損 26 隻
	漁具		定置網 4 統、小定置 8 統
	養殖施設		破損 9 基、その他 1 式
	漁港・海岸施設		護岸、物揚場ほか
	その他		漁業機械類一部破損
商工業関係 〔概算被害額〕 62億1,000万円	商工関係	事業所の浸水、破損等	960 件
	観光関係	観光関係被害額	3億7,000万円
		旅館宿泊キャンセル	5,000 人
		土産物店予約キャンセル(昼食等)	15,000 人
文化財 〔概算被害額〕 7,600万円	建造物・名勝・天然記念物・その他		指定文化財 10 件 未指定文化財 27 件

## 12 ボランティアセンターの開設

活動期間 平成 16 年 10 月 23 日から平成 16 年 11 月 3 日まで

ボランティア人数 延べ 5,506 人

派遣件数 延べ 990 件

## 13 救援物資窓口の開設

受入配布場所 宮津市民体育館

配布期間 平成 16 年 10 月 25 日から平成 16 年 11 月 8 日まで

寄せられた物資

飲料(お茶、水、ジュースなど)	22,000 本
衣類(下着、靴下含む)	3,000 点
タオル、バスタオル	34,700 枚
毛布、布団	2,000 枚
石鹸、洗剤	3,400 個
使い捨てカイロ	4,800 枚
給水用ポリ容器	50 個
その他(食料、マスク、清掃道具など)	
合 計	69,950 点

提供者 公共的団体 137 団体、個人 221 人、合計 358 件

配布状況 1,350 人

#### 14 市役所被災者支援窓口の開設

場 所 市役所玄関ホール  
 開設期間 平成 16 年 10 月 30 日から平成 17 年 3 月 31 日まで  
 開設時間 午前 10 時から午後 4 時まで  
 相談件数 1,391 件

#### 15 被災者等への健診、健康相談等の実施

##### (1) 避難所での健康相談

開 設 日	場 所	職 員 配 置 状 況	
		日 中	夜 間
10月20日	宮津高校		1名
	宮津小学校		1名
10月21日～10月25日	市民体育館	各2名	各2名
10月26日～11月8日	市民体育館	各1名	各1名
計 延20日間	3カ所	丹後保健所保健師 延べ12人 看護協会ボランティア 延べ4人 市保健師・看護師 延べ10人	市保健師・看護師 延べ26人

##### (2) 孤立地区医師団訪問

開 設 日	場 所	受 診 者	従 事 者
10月24日	市民体育館	12人	保健所長・保健所保健師・市保健師
	畑・上世屋地区	21人	市立診療所所長・市保健師・看護師
10月27日	辛皮地区	12人	与謝医師会会長・市保健師・看護師

##### (3) 保健師の巡回訪問

訪 問 日	訪 問 数 及 び 訪 問 地 区		従 事 者	
	訪問数	訪 問 地 区	丹後保健所	市保健師
10月26日	21人	魚屋・京街道・滝馬・百合が丘	2人	2人
10月27日	44人	旧町内・上宮津	2人	2人
10月28日	81人	旧町内	2人	3人
10月29日	42人	旧町内・小田・新宮・港・須津・江尻	2人	3人
11月1日	8人	旧町内	1人	

(4) 健康相談会

開設日	場所	受診者	従事者
11月22日	宮本第2会館	9人	丹後保健所長・保健師・栄養士・相談員他 市保健師他
11月29日	柳縄手公民館	5人	〃
12月6日	上宮津地区公民館	11人	丹後保健所長・保健師・栄養士 市保健師
12月13日	市民体育館	4人	丹後保健所長・保健師・栄養士・相談員 市保健師
12月20日	滝馬公民館 (仮設テント)	9人	丹後保健所長・保健師・相談員他 市保健師他

(5) 仮住居等入居者訪問

区分	対象世帯	訪問状況		未訪問	訪問不可	うち要フォロー の世帯
		訪問相談	不在			
エネ研社宅	22	12	10	-	-	3
市営鳥が尾住宅	2	2	-	-	-	2
宮村団地	3	1	2	-	-	-
自宅	15	5	2	8	-	3
入院・入所	3	-	-	-	3	-
その他に滞在	7	-	-	-	7	-
計	52	20	14	8	10	8

- ・不在世帯については、相談先の案内文を配置した。
- ・未訪問の8世帯は避難所の滞在期間も短く健康状態にも特に問題が無かったため、健康相談等で対応。

(6) 保健センターによる相談  
常時開設

【注意喚起レベル】

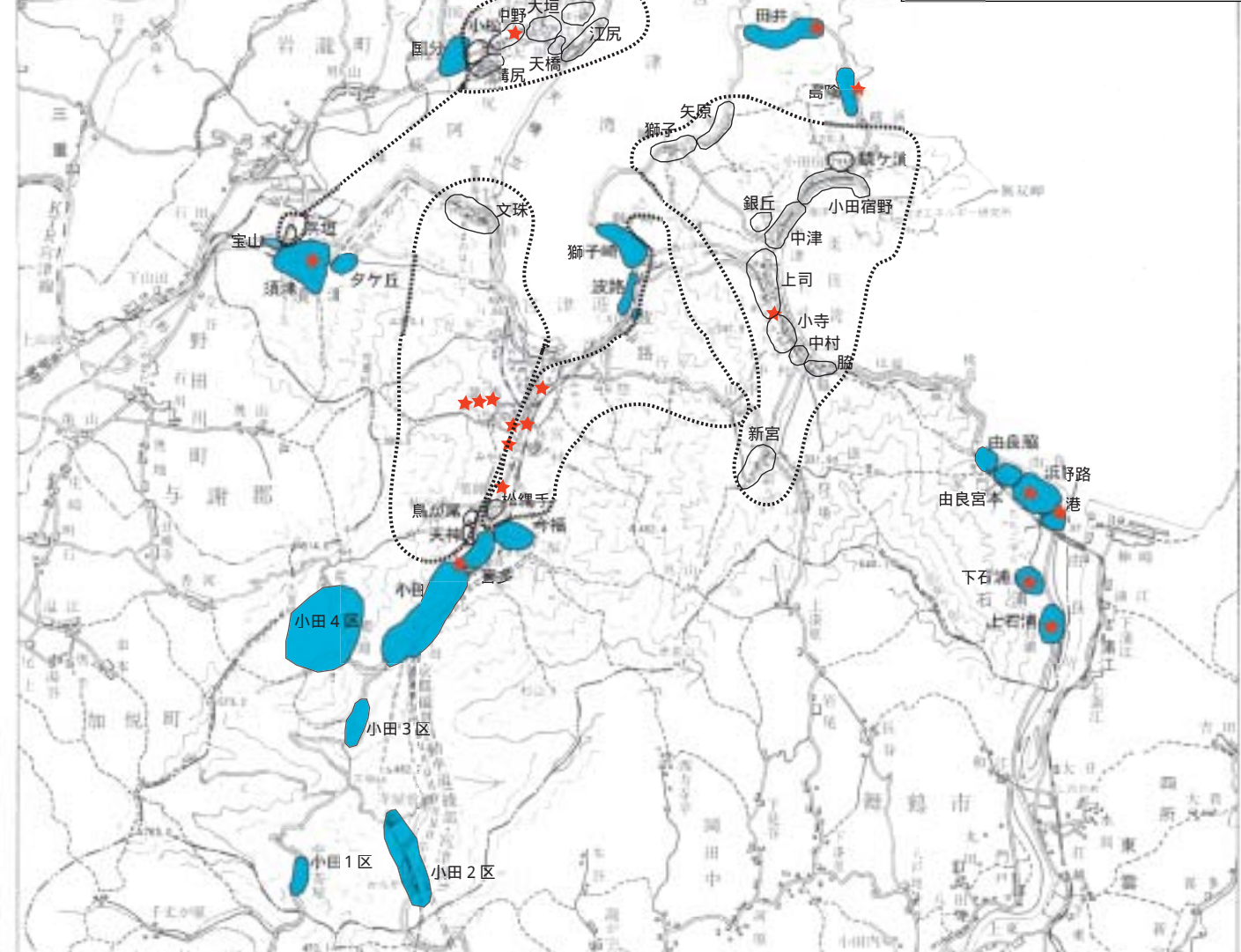
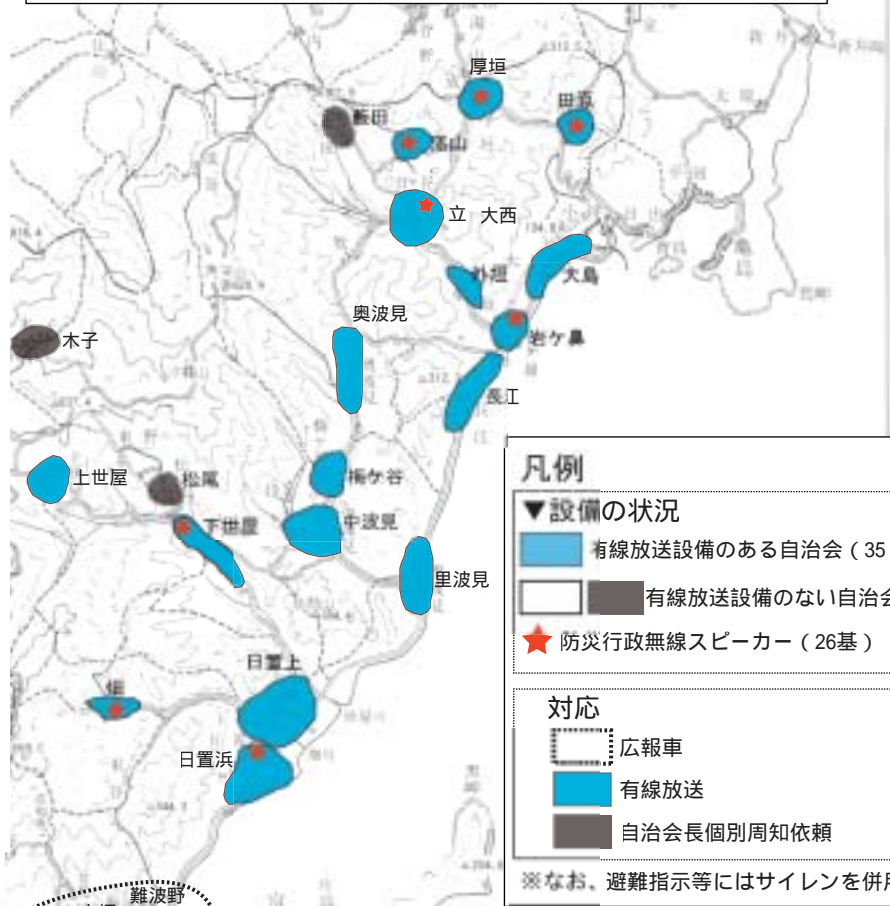
状況	広報対応
大手川等河川の氾濫危険	危険河川周辺に対して2手段 防災行政無線 広報車
がけ崩れ・土石流等土砂災害危険	該当地域に対して2手段 防災行政無線 広報車又は有線放送 又は自治会長個別依頼
大型台風の接近により大変危険な状況が予想される場合	市内全域に2手段 防災行政無線 広報車又は有線放送 又は自治会長個別依頼
津波注意報レベル	沿岸部に対して 防災行政無線

【避難勧告・指示レベル】

状況	広報対応
大手川等河川の氾濫危険 (警戒水位に達し、なお増水の恐れ)	危険河川周辺に対して2手段 防災行政無線 サイレン 〔吹鳴(5秒) - 休み(15秒) - 吹鳴(5秒)〕
がけ崩れ・土石流等土砂災害危険 (京都府「避難」判定)	該当地域に対して2手段 防災行政無線 サイレン 〔吹鳴(1分) - 休み(5秒) - 吹鳴(1分)〕
津波警報レベル	市内全域に対して2手段 防災行政無線 サイレン 〔吹鳴(1分) - 休み(5秒) - 吹鳴(1分)〕

避難勧告、指示に至らない場合でも、住民の不安が予想される時は、自主避難所(各地区公民館、市民体育館)を開設します。

# 宮津市災害警戒等住民伝達方法





宮津小学校前の漫水状況



大手川の氾濫による田畑の漫水状況（宮村付近）



滝馬地区（金引団地）を襲った土石流



土石流による家屋倒壊



如願寺川氾濫による土砂堆積（川向地区）



府道綾部大江宮津線の道路崩壊



**各家庭から出された災害ごみ（松原通り）**



**収集された災害ごみで満杯となった市民グラウンド**



近隣市町からの応援による給水支援



浸水家屋の消毒作業



パーキングはままち横に開設された災害ボランティアセンター



長期の避難所となった市民体育館